

35

日ソ通商条約(抄)

(日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間
の通商に関する条約)

署名 一九五七年一二月六日(東京)
効力発生 一九五八年五月九日(日本国—同年三月一九日國

会承認、四月八日内閣批准、四月九日批准書認
証、五月九日批准書交換、同日公布・条約七号)

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の貿易関係の発展を促進することを希望して、また、千九百五十六年十月十九日に署名された日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言の規定に従つて行動して、同共同宣言7に予想される通商に関する条約を締結することに決定し、よつて、このためそれぞれの全権委員を任命した。

(全権委員名略)

これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。



第一条【関係法令の範囲内での努力】両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くため、それぞれの国の関係法令の範囲内において、すべての可能な努力をするものとする。

第二条【最恵国待遇】各締約国は、他方の締約国の産品の自国への輸入及び自国の産品の他方の締約国への輸出に関するすべての種類の関税及び課徴金並びに通関手続及びその他の規則について、他方の締約国に対し、最恵国待遇を与えるものとする。

第三条【関税及び課徴金並びに輸出入税】いずれの一方の締約国の產品も、一又は二以上の第三國の領域の通過輸送の後にも、他方の締約国への輸入に際しては、それらの產品が当該一方の締約国の領域から直接輸入された場合に課される関税又は課徴金より高い関税又は課徴金を課されないものとする。

この規定は、第三國の領域の通過の際に積替、再包装及び倉庫における保管を経た產品にも適用される。

第四条【内国税、課徴金に対する最恵国待遇】各締約国は、すべての内国税その他すべての種類の内国課徴金に関するすべての事項について、並びにその締約国の中領内における輸入產品の国内販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に関するすべての法令及び要件について、他方の締約国の中領に無条件の最惠国待遇を与えるものとする。

第五条【関税及び課徴金の免除】(略)

第六条【第三國への輸出入品に対する特典、免除等】(略)

第七条【第三國への輸出入品に対する制限、禁止】(略)

第八条【船舶】(略)

第九条【沿岸貿易との区別】(略)

第一〇条【遭難船の待遇】(略)

第一条【通商代表部の法的地位】ソヴィエト社会主義共和国連邦の法律によれば同國における外國貿易の独占権が國家に属しているので、日本国は、ソヴィエト社会主義共和国連邦がその通商代表部を日本国に設置することに同意する。その代表部の法的地位は、この条約の不可分の一部をなす附屬書の規定によつて定められる。

第二条【法人】日本国民及び日本国における現行の法令に従つて設立された法人は、ソヴィエト社会主義共和国連邦における

現行の法令の規定する条件に基いて、直接に、又はその指定する代理人を通じて、ソヴィエト社会主義共和国連邦の領域内での経済活動を行うときは、身体及び財産の保護に関し、第三國の国民及び法人に与えられる待遇と同じ待遇を法令に従つて享有するものとする。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の国民及びソヴィエト社会主

義共和国連邦における現行の法令に従つて設立されたソヴィエ

ト社会主義共和国連邦の経済団体その他の法人は、日本国にお

ける現行の法令の規定する条件に基いて、直接に、又はその指

定する代理人を通じて、日本国の中領内で経済活動を行うとき

は、身体及び財産の保護に関し、第三國の国民及び法人に与え

られる待遇と同じ待遇を法令に従つて享有するものとする。

この条にいう各締約国の中領の国民及び

法人と同一の基礎において、他方の締約国の中領の裁判所の裁判を受

けることができる。

第一三条【利益の保護】この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国がその重大な安全上の利益の保護を目的とするいかなる措置をも執ることを妨げるものと解してはならない。

第一四条【商事契約の紛争に関する仲裁判断】(略)

第一五条【批准・廃棄】(略)

以上の証拠として、両締約国の中領の全權委員は、この条約に署名調印した。

千九百五十七年十二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及びロシア語によりそれぞれ本書二通を作成した。

(全權委員署名略)

附屬書

在日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦通商代表部の法的地位について

第一条【業務】在日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦通商代表部は、次の業務を遂行する。
(a) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易を容

(b) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易の分野において、日本国におけるソヴィエト社会主義共和国連邦の利益を代表すること。

(c) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦政府のため必要な措置を執ること。

(d) ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の名において、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の貿易を行うこと。

第二条【構成機能】通商代表部は、在日本国ソヴィエト社会主義共和国連邦大使館の構成部分とする。(後略)

第三条【責任及び権限】通商代表部は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の名において行動する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、通商代表部の名において日本国において締結され、又は保証されたすべての商事契約で、そのために委任を受けた二名の者によつて署名されたものに対して責任を負う。

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、前記の委任を受けた者の氏名及びそのおのおのが通商代表部の名において行う商事的証書の署名に関する権限の範囲を日本国政府に通報するものとし、日本国政府は、この氏名及び権限の範囲を日本国の官報に公示するものとする。

これらの者の権限は、それが終了した旨の通報が同じ方法により公示されるまで継続するものとみなされる。

ソヴィエト社会主義共和国連邦の法令により独立した法人の権利を享有するソヴィエト社会主義共和国連邦のいづれかの団体が通商代表部の保証なしで締結するいかなる商事契約も、当該団体のみを拘束するものであり、その商事契約についての強制執行は、当該団体の財産に対してのみ行うことができるものであることが了解される。ソヴィエト社会主義共和国連邦政府も、通商代表部も、また、当該契約の当事者以外のいかなるソヴィエト社会主義共和国連邦の団体も、これらの契約に対する責任を負わない。

第四条【特権及び免除】通商代表部は、次の場合を除き、第二条の規定に基く免除及び特権を享有する。

日本国の中領において前条第二項の規定に従つて通商代表部が締結し、又は保証した商事契約に関する紛争は、仲裁又は他の裁判管轄に関する留保がない限り、日本国の中領の管轄に



属し、かつ、当該契約の条項又は日本国との法令に別段の定がない限り、日本国との法令に従つて解決されるものとする。ただし、通商代表部に対する保全処分は、行われない。

前項にいう紛争について提起されることのある訴訟に関する裁判所の手続においては、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、通商代表及びその二名の代理のために第二条に掲げる免除及び特権を援用しないものとし、かつ、前項の規定によつて日本国との裁判所に提起されることのある訴訟について日本国との裁判所がその訴訟に関する手続を進行させることができるように、通商代表に対し又は通商代表に事故がある場合はその二名の代理のいずれかに対し自國を代表する権限を与えなければならない。

通商代表部が当事者である契約に関する裁判所のすべての裁判の強制執行は、日本国におけるソヴィエト社会主義共和国連邦のすべての国有の財産、特に、通商代表部によつて、又はその保証のもとになされた取引から生ずる財産、権利及び利益に対して行うことができる。ただし、通商代表部によつて保障された契約の当事者でない前条第四項に掲げる団体に属するものを除く。

日本国においてソヴィエト社会主義共和国連邦政府の外交的又は領事的事務を國際慣行に従つて行うためにのみ充てられる財産及び土地建物並びに通商代表部の占める土地建物及びその中にある動産は、いかなる強制執行の措置をも受けないものとする。

第五条【外国貿易団体との関係】 通商代表部の設置は、商事契約の締結及び実施のため日本国の法人及び自然人がソヴィエト社会主義共和国連邦の外国貿易団体と直接の関係を有する権利をなんら害するものではない。

